

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 16 日

神戸市長 殿

提出者

住 所 兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1番9号

氏 名 住友不動産株式会社 注文住宅事業本部

兵庫事業所長 松原由幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-291-5517

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	28JS000246 住友不動産株式会社 注文住宅事業本部 兵庫事業所
事業場の所在地	兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1番9号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1,2の通り	
① 事業の種類	0651木造建築工事業
② 事業の規模	完成工事高 79,916万円 (2022年度実績/神戸市)
③ 従業員数	64名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2の通り

(管理体制図)
別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2の通り

① 現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙1の通り

排出量

t

t

(これまでに実施した取組)
・未使用材料（木材）の回収再利用により、現場の廃棄物処理量を削減する。
・プレカット項目を増やし、現場の廃棄物処理量を削減する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙1の通り

排出量

t

t

(今後実施する予定の取組)
・構造躯体パネル化の推進により、現場の廃棄物処理量を削減する。
・梱包材を簡素化する。

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2の通り

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
・分別排出を徹底する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
・現状維持

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙1,2の通り

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙1,2の通り

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙1,2の通り			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙1,2の通り			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再生利用処理ルートを持つ中間処理業者を選定し、再利用に努める。 ・新築工事・解体工事ともに全て電子マニフェスト対応ができる処理業者へ委託する。 ・委託先処理業者を現地確認する。 		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙1の通り t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現在の取り組みに加え、優良処理認定業者の採用を推進する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

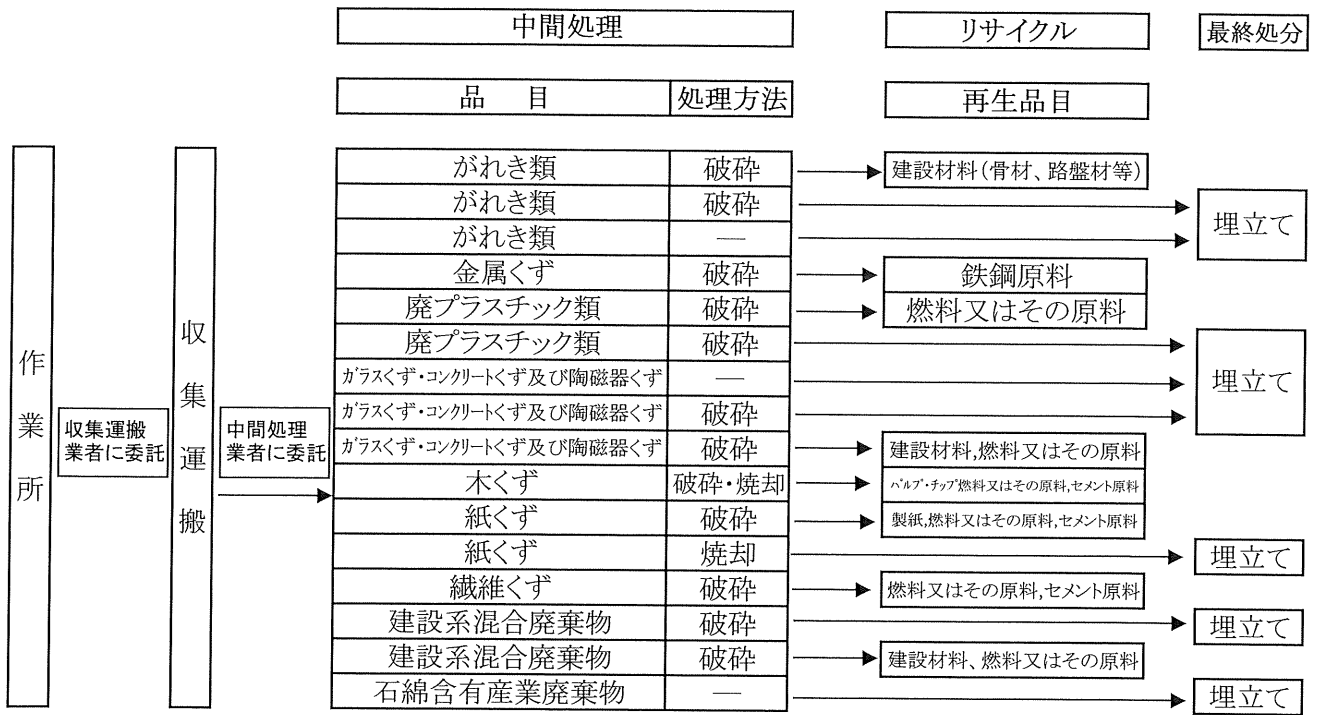
別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度(令和4年度)実績量
 計画：今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑥)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑧)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0200汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0300廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0400廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0500廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0600廃プラスチック類	109.515	100	0	0	0	0	0	0	0	0	109.515	100	79.555	80	0.56	1	0	0	0	0
0700紙くず	35.61	30	0	0	0	0	0	0	0	0	35.61	30	29.16	30	29.16	30	0	0	0	0
0800木くず	315.769	310	0	0	0	0	0	0	0	0	315.769	310	276.1	280	279.502	280	0	0	0	0
0900繊維くず	1.184	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.184	1	1.112	1	1.184	1	0	0	0	0
1000動植物性残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1100ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1200金属くず	23.617	20	0	0	0	0	0	0	0	0	23.617	20	23.617	20	23.617	20	0	0	0	0
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	144.72	140	0	0	0	0	0	0	0	0	144.72	140	122.47	130	43.55	45	0	0	0	0
1400紙さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1500がれき類	414.618	410	0	0	0	0	0	0	0	0	414.618	410	71.448	80	395.615	400	0	0	0	0
1600動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1700動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1800ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2010建設系混合廃棄物(安定型のみ)	0.39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2020建設系混合廃棄物(管理型含む)	25.168	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25.168	25	16.38	17	6.41	7	0	0	0	0
243廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	0.28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2440がれき類(石綿含有産業廃棄物)	35.824	35	0	0	0	0	0	0	0	0	35.824	35	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1106.695	1071	0	0	0	0	0	0	0	0	1106.695	1071	619.842	638	779.598	784	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
 ○産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 (管理体制図)

